

真岡市消費生活センターだより

消費生活相談窓口 TEL 84-7830
月曜日～金曜日（祝日除く）9～12時、13～16時

No.29

ご相談はお住いの自治体の消費生活センターへ <休日は消費者ホットラインへ ☎188 局番なし>



ネット通販



TVショッピング



カタログ通販



新聞広告



折り込み広告

など

通信販売にはクーリング・オフはありません！！

返品や解約ができるかどうかは、事業者が定める規約(返品特約)に従います。

一回だけじゃなかったの？



事例1

SNSの広告に、お試しダイエットサプリ「今なら送料500円」を見て注文すると、2週間後に4か月分まとめて届いた。解約したいと連絡したが、「定期購入が条件だ」と断られた。

スマホ広告 ダイエットサプリ

〇〇コース限定(100名限定)
通常価格が44,800円のところ

**今なら初回実質0円
送料500円のみ**

今すぐ注文

2回目以降9,800円、
4か月以上の購入が条件です。



やせました！

事例2

動画投稿サイトの広告の「今なら100円」を見て化粧品を申し込んだ。届いたら4回継続購入が条件だった。連絡しようとしても事業者の電話が話中でつながらない。

返品も交換もできないの？



事例3

ネット通販で靴を購入した。サイズが小さかったので交換を希望したが、「返品はできない。規約に書いてある」と言われた。通販サイトをよく見ると「返品できない」と書いてあった。

確認画面

ご注文内容 **変更する**
〇〇コース500円
数量1個

お客様情報
氏名……
住所……

注文を確定する

返品不可。〇〇コースは4か月間の定期購入契約となり、4回のお受け取りで合計29,900円(送料・税込)です。初月は送料500円、2回目から4回目は1月あたり、9,800円(送料・税込)です。
**特定商取引法に基づく表記
返品・解約について**

申し込む

会社概要

特定商取引法に基づく表記
利用規約 返品・解約について

ご注意

届いた商品がイメージと違ったから「勝手に送り返した」「受け取り拒否した」などは、解約したことにはなりません。

スマホやパソコンの画面を何度もスクロールして「特定商取引法に基づく表記」「利用規約」などを隅々までチェック！

重要なことは小さな字で書いてあります。

返品や解約ができるかどうか、条件や連絡方法などを必ず確認しましょう。

※「返品特約」が定められていない場合は、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。